

新規に障害者手帳を取得された方、ひとり親家庭と認定された方へ 福祉年金の申請をお忘れなく

障害者手帳等をお持ちの方およびひとり親家庭の方には、「加東市福祉年金」が支給されます。

平成21年9月2日から平成22年9月1日の間に、新規に障害者手帳を取得された方およびひとり親家庭と認定された方には、福祉年金支給申請書を郵送しますので、9月16日(木)までに必ず申請してください。

なお、昨年、福祉年金を受給された方は自動更新となりますので申請は不要ですが、口座を変更される場合は、口座変更届出書が必要です。印鑑および口座番号がわかるものを持参してください。

このほか、福祉年金の対象と思われる方は、左記までお問い合わせください。

申請窓口
各庁舎の窓口センター

支払日
10月25日(月)に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

障害者手帳などをお持ちの方
福祉部社会福祉課(社庁舎)

☎ 43・0409

ひとり親家庭の認定を受けられた方
福祉部子育て支援課(社庁舎)

☎ 43・0408

対象者	支給額(年額)	対象者	支給額(年額)
身体障害者手帳 1・2級	15,000円	精神障害者保健福祉手帳 1・2級	15,000円
" 3・4級	8,000円	" 3級	8,000円
" 5・6級	5,000円	障害基礎年金(精神) 1・2級	15,000円
療育手帳 A・B1	15,000円	ひとり親家庭で	1人目 15,000円
" B2	8,000円	18歳未満の児童を養育する方	2人目から 1人につき 5,000円

1年以上加東市に住所を有している方が対象となります。

2つ以上の項目に該当する時は、最も支給額の多い項目が適用されます。

障害の等級などの基準日は平成22年9月1日です。

子ども手当の 手続きはお済みですか？

子ども手当の申請をされていない方
中学生のお子さまがいる方や、所得制限により児童手当を受給できなかった方も、子ども手当の受給対象になりますので、9月30日(木)までに手続きをしてください。

9月30日までに申請をされると、4月分からの手当が支給されますので、まだ申請をされていない方は、お早めに手続きをしてください。

・ 9月30日までに申請された場合
4月分の手当から支給
・ 10月以降に申請された場合
申請月の翌月分の手当から支給

子ども手当を受給されている方
子ども手当を受給されている方は、児童の養育状況や加入年金を確認するため、現況届の提出が必要です。まだ提出されていない方は、お早めに提出してください。

現況届が提出されない場合は、6月分以降(10月支払分)の手当が支給されません。
問い合わせ
福祉部子育て支援課(社庁舎)

☎ 43・0408

女性特有のがん検診 無料クーポン券をお持ちの方へ

検診は早めに受けましょう

6月に対象者にお届けした無料クーポン券の使用期限は、12月31日となっておりますが、後半は大変混み合います。早めに予約をして受診していただきますようお願いいたします。

なお、加東市へ転入された方、または加東市から転出される方は、お手持ちのクーポン券を転入、転出先の市町村のクーポン券に引き換えな

いと使用できません。

くわしくは保健センターまでお問い合わせください。

「無料クーポン券の対象者」は、広報かとう6月号に掲載しています。

問い合わせ

市民安全部健康課(保健センター)

☎ 43・0435